



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年11月13日金曜日 第2724号

◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）...1134
 解除予定保安林.....（森林整備課）...1134
 落札者等の告示.....（会計課）...1134
 道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1135
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1135
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1135
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1135
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1135
 道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1136
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1136
 指定医師の所在地の変更.....（福祉総合支援センター）...1137
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）...1137

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）...1137

公営企業公告

P A C S（医療画像情報システム）の借入れ.....（公営企業管理局総務課）...1137

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1345号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年11月4日次のとおり定めた。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	来住地区	平成28年3月31日まで	地籍調査
四国中央市	土居町上野7	平成28年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第1346号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
西条市黒瀬字松ノ尾乙796・荒川字コウ子甲47（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
送電変電設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1347号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
心身障害者（児）歯科巡回診療車1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成27年10月29日	株式会社玉井歯科商店 愛媛県松山市千舟町8丁目67番地8	42,120,000円	一般競争入札	平成27年9月18日

○愛媛県告示第1348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山677番5から 同町上山682番まで	旧	メートル 7.5~12.6	キロメートル 0.078	
			新	10.7~25.9	0.078	

○愛媛県告示第1349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山677番5から 同町上山682番まで	平成27年11月13日

○愛媛県告示第1350号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-22)第15896号	平成23年2月20日	(株)ロイヤル工房	上田 耕介	松山市中一万町1-24	平成27年10月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-22)第13223号	平成22年11月8日	(有)松田左官	松田 一満	松山市市坪北1-10-2	平成27年10月2日	左官工事業	建設業の廃止
(般-23)第14774号	平成23年7月27日	一蔵建設(株)	影浦 康博	松山市愛光町14-29	平成27年10月14日	建築工事業	建設業の廃止
(特-27)第15404号	平成27年7月12日	(株)BRC	橋本 和範	松山市西石井6-5-18-1	平成27年10月26日	土木工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第11903号	平成27年5月20日	梶本ガス圧接	梶本 正巳	東温市田窪213-1	平成27年10月27日	鉄筋工事業	建設業の廃止(法人成り)

○愛媛県告示第1351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成27年11月13日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第30号 平成27年11月2日	伊予市宮下字朝日畑1742番1	松山市土居田町49番地1 ひかりハイツ301号 武 智 大 輔

○愛媛県告示第1352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年11月13日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 雅 文	南宇和郡愛南町越田99番地
"	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619番地
"	宇都宮 磯 志	南宇和郡愛南町城辺甲5435番地
"	藤 田 吉次郎	南宇和郡愛南町城辺甲2121番地
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177番地
"	田 村 健	南宇和郡愛南町城辺甲3836番地
"	西 本 繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
"	畑 田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801番地
"	松 岡 忠 利	南宇和郡愛南町緑乙228番地 1
"	田 村 司	南宇和郡愛南町城辺乙85番地
"	金 子 克 己	南宇和郡愛南町緑甲1668番地 2
"	吉 田 浩	南宇和郡愛南町緑甲936番地
"	孝 野 覚 也	南宇和郡愛南町緑乙2914番地
"	清 水 利 康	南宇和郡愛南町緑乙1165番地
"	岡 本 六 夫	南宇和郡愛南町緑乙2075番地
"	下 田 眞 志	南宇和郡愛南町御荘長月1036番地
"	菊 地 譽 雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276番地
"	宮 谷 光 俊	南宇和郡愛南町満倉2434番地 4
"	松 本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
監 事	木 村 俊 介	南宇和郡愛南町緑甲953番地
"	金 原 徹	南宇和郡愛南町御荘長月499番地
"	大 西 健 夫	南宇和郡愛南町上大道725番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 雅 文	南宇和郡愛南町越田99番地
"	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619番地
"	宇都宮 磯 志	南宇和郡愛南町城辺甲5435番地
"	藤 田 吉次郎	南宇和郡愛南町城辺甲2121番地
"	中 川 順 治	南宇和郡愛南町城辺甲2177番地
"	田 村 健	南宇和郡愛南町城辺甲3836番地
"	西 本 繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724番地
"	畑 田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801番地
"	松 岡 忠 利	南宇和郡愛南町緑乙228番地 1
"	田 村 司	南宇和郡愛南町城辺乙85番地
"	金 子 克 己	南宇和郡愛南町緑甲1668番地 2
"	吉 田 浩	南宇和郡愛南町緑甲936番地
"	孝 野 覚 也	南宇和郡愛南町緑乙2914番地
"	清 水 利 康	南宇和郡愛南町緑乙1165番地
"	岡 本 六 夫	南宇和郡愛南町緑乙2075番地
"	下 田 眞 志	南宇和郡愛南町御荘長月1036番地
"	菊 地 譽 雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276番地
"	宮 谷 光 俊	南宇和郡愛南町満倉2434番地 4
"	松 本 勝 利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
監 事	浅 岡 洋 司	南宇和郡愛南町緑乙2592番地
"	上 村 貴 雄	南宇和郡愛南町御荘長月2765番地
"	大 西 健 夫	南宇和郡愛南町上大道725番地

○愛媛県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松乙501番 9	旧	メートル 4.0~7.0	キロメートル 0.155	
			新	7.0~56.0	0.155	

○愛媛県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松乙501番 9	平成27年11月13日

○愛媛県告示第1355号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
平 松 友 佳 子	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	平成27年 10月1日
木 村 徹	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1 - 1	一般財団法人積善会十全総合 病院	新居浜市北新町1 - 5	平成27年 10月1日
尾 上 豊 明	尾 上 内 科	八幡浜市大字郷358番 8	医療法人青峰会チヨダクリニ ック	八幡浜市川通1455番地22	平成27年 10月19日

○愛媛県告示第1356号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	住 友 別 子 病 院	亀 井 治 人	新居浜市王子町3番1号	平成 27年10月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	呼吸器内科	住 友 別 子 病 院	洲 脇 俊 充	新居浜市王子町3番1号	平成 27年10月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	小 児 科	愛媛県立子ども療育 センター	菊 池 知 耶	東温市田窪2135番地	平成 27年10月1日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成27年10月30日あったので公表する。

平成27年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成27年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成27年11月18日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1 - 10 - 38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスITAL	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究 所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年11月13日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 入札に付する事項

- (1) 件名
P A C S（医療画像情報システム）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
P A C S（医療画像情報システム） 1式
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成28年3月26日から平成33年3月25日まで
- (5) 借入場所
愛媛県南宇和郡城辺甲2433の1
愛媛県立南宇和病院
- (6) 設置完了日
平成28年3月25日
- (7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請

負等編) 7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成27年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成27年12月14日(月)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成27年12月24日(木)から平成27年12月25日(金)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月25日は午後5時15分まで))。
紙入札による場合は、平成27年12月25日(金)午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成27年12月28日(月)午後2時00分
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規

則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成27年12月14日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Picture Archiving and Communication System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 25 December 2015
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794